

平成 28 年 7 月 29 日

株式会社シーエスロジネット取締役会 御中

当社内調査委員会（以下「当委員会」という。）は、株式会社シーエスロジネット（以下「当社」という。）の過年度の不適切な会計処理に関し、貴取締役会の依頼を受け、社外弁護士及び監査等委員である取締役により、諮問事項について調査検討するために、組成されたものである。

以下、貴取締役会からの諮問事項について、当委員会の調査結果とそれを踏まえた当委員会の意見を報告する。

株式会社シーエスロジネット

社内調査委員会

弁護士： 川 村 一 博



取締役： 坂 本 朋 博



（当社監査等委員である取締役・弁護士・公認会計士）

取締役： 鵜 崎 俊 也



（当社監査等委員である取締役）

調査報告書

株式会社シーエスロジネット
社内調査委員会

平成 28 年 7 月 29 日

平成 28 年 7 月 29 日
株式会社シーエスロジネット取締役会 御中

当社内調査委員会（以下「当委員会」という。）は、株式会社シーエスロジネット（以下「当社」という。）の過年度の不適切な会計処理に関し、貴取締役会の依頼を受け、社外弁護士及び監査等委員である取締役により、諮問事項について調査検討するために、組成されたものである。

以下、貴取締役会からの諮問事項について、当委員会の調査結果とそれを踏まえた当委員会の意見を報告する。

株式会社シーエスロジネット
社内調査委員会

弁護士： 川 村 一 博

取締役： 坂 本 朋 博
（当社監査等委員である取締役・弁護士・公認会計士）

取締役： 鴫 崎 俊 也
（当社監査等委員である取締役）

<目次>

第1 調査の経緯と概要	4
1. 設置に至る経緯	4
2. 組織	4
3. 諮問事項	5
4. 調査の方法及び内容	5
(1) 関係者に対するヒアリング	5
(2) 当社における会計関連資料等の検討	6
(3) 日本レコード協会から提供された会計関連資料等の検討	6
第2 当委員会が認定した事実	7
1. 日本レコード協会及び CDV-J に対する買掛金の過大計上	7
(1) HAG における不適切な会計処理	7
(ア) レコードレンタルの仕組み並びに日本レコード協会及び CDV-J と当社の関係	7
(イ) HAG が設立されてから当社と合併するまでの経緯	8
(ウ) HAG における CDV-J 及び日本レコード協会への買掛金の過大計上が生じた経緯	8
(2) HAG との合併による買掛金の過大計上分の承継	10
(3) HAG における買掛金の過大計上分の取崩し	11
(4) 当社における日本レコード協会に対する買掛金の過大計上	11
(ア) 日本レコード協会に対する当社東京営業所分の買掛金の計上漏れ	11
(イ) その他の当社における日本レコード協会に対する買掛金の過大計上	12
2. Bellrock 株式の投資有価証券評価損の計上漏れ	14
第3 本件不適切な会計処理が行われた原因及び背景	17
1. HAG における使用料の買掛金の過大計上の原因・背景	17
2. 当社における使用料の買掛金の過大・過小計上の原因・背景	18
3. 買掛金の過大計上分から取り崩す会計処理が行われた原因・背景	19
4. Bellrock 株式の評価損の計上漏れの原因・背景	19
第4 過年度の決算数値の修正に関する提言	20
1. 日本レコード協会及び CDV-J に対する買掛金	21
(1) 第 34 期の経理メニューの設定誤り及び人的ミスに伴う買掛金及び売上原価の過小計上	21
(2) 第 33 期（平成 27 年 3 月期）の一部取崩しに伴う買掛金及び売上原価の過小計上 ...	21
(3) 第 32 期（平成 26 年 3 月期）に HAG より引き継いだ買掛金の過大計上	21
(4) 上記の修正を反映した後の平成 28 年 3 月以前の帳簿残高とあるべき残高の差額	22
2. Bellrock 株式の投資有価証券評価損の計上	22
3. 関連する注記など開示項目の修正	22
4. 連結財務諸表の主要項目への影響額（単位：千円）	22
第5 本件不適切な会計処理を踏まえた再発防止策	25
1. 日本レコード協会に対する買掛金に関する再発防止策	25
2. 経理体制の補充	26
3. Bellrock 株式を含む投資有価証券の評価に関する問題	26

第1 調査の経緯と概要

1. 設置に至る経緯

当社は、平成28年5月上旬、当社の会計監査人である監査法人アヴァンティア（平成28年3月期より就任、平成27年3月期以前は三優監査法人が担当していた。）が当社の期末監査を進める中で、同監査法人から、一般社団法人日本レコード協会（以下「日本レコード協会」という。）に対する当社の買掛金残高の妥当性について指摘を受けた。

同監査法人からの指摘によれば、①当社の平成28年3月期第1四半期から第3四半期において、日本レコード協会に対する売上原価及び買掛金が59,891千円過小計上となっている可能性があり、②平成27年3月期以前において、日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合（以下「CDV-J」という。）に対する売上原価及び買掛金が56,079千円過大計上となっていた可能性があり、また、③上記を修正した後の平成28年3月末現在の買掛金の帳簿残高が実際有高より40,000～50,000千円の過大計上となっている可能性があるとのことであった。

また、当社は、平成18年3月期から投資有価証券として保有しているBellrock Media, Inc（以下「Bellrock」という。）株式（以下「Bellrock 株式」という。）の評価を行うため、平成28年4月にBellrockから直近の決算書入手し、決算書の連結注記表に記載されている1株当たり純資産額を確認したところ、当社が保有しているシリーズAの種類株式（当社取得単価100米ドル）の1株当たり純資産額が25.41米ドルと50%超下落していることが判明したため、Bellrockから過年度の監査済みの決算書入手し検討した結果、過年度に投資有価証券評価損の計上が漏れている可能性があることを認識したため、その旨を監査法人アヴァンティアに報告した。監査法人を交えた検討の結果、過年度においてBellrock株式の評価損100,483千円を計上すべきであったとの結論に至った。

そこで、当社取締役会は、平成28年3月期の決算を確定させるために、当社の過年度の会計処理の妥当性などの調査が必要であると判断し、当委員会を設置して適切に調査することとし、平成28年5月20日、当委員会を設置する旨を決議した（以下、当委員会が行った調査を「本件調査」という。）。

2. 組織

(1) 社内調査委員会

委員長	弁	護	士	川村	一博
委員	弁	護	士	坂本	朋博
委員	監査等委員である取締役			嶋崎	俊也

(2) 事務局

二重橋法律事務所

3. 諮問事項

- ① 当社の日本レコード協会に対する売上原価及び買掛金の過小計上、CDV-Jに対する売上原価及び買掛金の過大計上、上記以外の日本レコード協会に対する売上原価及び買掛金の過大計上、Bellrock株式の評価損の漏れ（以下、併せて「本件不適切な会計処理」と総称する。）に関する事実関係と、その発生原因・背景の調査分析を行うこと
- ② 上記①を踏まえ、再発防止策の提言を行うこと

4. 調査の方法及び内容

(1) 関係者に対するヒアリング

本件調査では、以下のとおり、本件不適切な会計処理に関する事実関係及びその背景について事情を知ると思われる、当社代表取締役、同元代表取締役、同元取締役、元管理部経理課長その他の従業員・元従業員等の関係者合計12名に対し、ヒアリングを実施した。

- ① 当社
 - A（当社代表取締役社長）
 - B（当社取締役商品部長）
 - C（当社管理部経理課長）
 - D（当社内部監査室長）
 - E（当社システム課長）
 - F（当社経理担当部長）
- ② 当社（退任者・退職者）
 - G（当社元代表取締役社長）
 - H（当社元専務取締役）
 - I（当社元取締役管理部長）
 - J（当社元管理部経理課長）
 - K（当社元ハブ・ア・グッド事業部システム担当）
- ③ 一般社団法人 日本レコード協会

L

(2) 当社における会計関連資料等の検討

本件調査では、平成 22 年 4 月以降における当社及び平成 22 年 6 月から平成 26 年 5 月における旧株式会社ハブ・ア・グッド（以下「HAG」という。なお、HAG と表記した場合には、当社と合併する前の同社を意味する。）の会計データ及び関連する取引資料、根拠資料等について検討を行った。

(3) 日本レコード協会から提供された会計関連資料等の検討

本件調査では、日本レコード協会から平成 23 年 1 月以降の当社、平成 24 年 5 月から平成 25 年 3 月における HAG 及び平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月における「HAG」に対する請求額に関する取引資料、根拠資料等について提供を受け、検討を行った。

第2 当委員会が認定した事実

1. 日本レコード協会及びCDV-Jに対する買掛金の過大計上

(1) HAGにおける不適切な会計処理

(ア) レコードレンタルの仕組み並びに日本レコード協会及びCDV-Jと当社の関係

レコードレンタルに関して、著作権法上、作詞家や作曲家などの著作権者には著作物の貸与権（同法26条の3）が認められ、歌手等の実演家及びレコード製作者には1年間の貸与権とその後の報酬請求権が認められる（同法95条の3及び97条の3）。そのためレンタルレコードショップは、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）と著作権利用許諾契約を締結するだけでなく、レコード製作者により構成される団体である、日本レコード協会や日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター（CPRA）に対して使用料を支払う必要がある。

当社が行うレンタル用商品の卸売業務は、レコードメーカーとの間でレンタル用商品の卸代行店契約を締結し、当社の傘下店であるレンタルショップに当該商品を卸売販売するとともに、当該傘下店から使用料を徴収し、日本レコード協会又はCPRAから委託を受けたCDV-Jに対して、使用料を支払う（但し、当社の手数料を先に控除する。）というものである。なお、レコードそのものの売買代金は、当社がレコード製作者であるレコード会社と締結した契約に基づき、直接当社からレコード会社に支払われる。

日本レコード協会及びCDV-Jは、レコード会社から当社が支払ったCDの代金の明細について報告を受け、当該明細に基づいて、当社に対して使用料の請求を行う。そして、当社が日本レコード協会に所属する国内レコードメーカーの販売するCDについて日本レコード協会に支払う使用料には、「使用料」と「需要拡大協力金」の2種類が存在し、CDV-Jに支払う使用料には、「インディーズ使用料」と「CPRA使用料B」の2種類が存在し、いずれについても邦盤、洋盤又はインディーズのいずれかによって税別定価の範囲毎に金額が定められている。

これに対し、海外レコードメーカーが販売するCD（以下「輸入盤」という。）については、日本レコード協会に加盟するレコード会社が販売するものと同内容のものを海外から輸入しレンタルに利用する場合には、日本レコード協会が発行するレンタル許諾シールを当社がCDに貼付した上で、レンタルショップに当該CDを供給することとなっている。当社は、輸入盤をレコード会社からではなく、輸入業者であるX社から輸入する。そして、国内にレコード製作者であるレコード会社が存在しないため、日本レコード協会に対する使用料の支払いは、仕入実績によるものではなく、当社が日本レコード協会に当社の販売数量及び使用料の額を報告し、日本レコード協会に対して使用料を支払う（日本レコード協会から

は請求書は発行されない) こととなっている。

上記の使用料の支払に関する運用は、レンタル用 CD ソフトの卸販売事業を行っていた HAG においても同様であった。

(イ) HAG が設立されてから当社と合併するまでの経緯

HAG は、株式会社音通（以下「音通」という。）と旧株式会社明響社（以下「明響社」という。）が平成 13 年 9 月 3 日に共同で設立した会社であり、レンタル用 CD ソフトの卸販売等の事業を営んでいた。当社は、平成 20 年 7 月 5 日、当時 HAG の 100%親会社であった音通から HAG 株式の全部を譲り受け、HAG を 100%子会社化した。また、当社は平成 21 年 6 月 16 日付で、レンタル用 CD ソフトの卸販売事業を営んでいた株式会社トライ（以下「トライ」という。）の 100%親会社であった株式会社星光堂からトライ株式の全部を譲り受けトライを 100%子会社化した。その後、組織再編のため、平成 22 年 1 月 1 日付で、HAG の事業の全部をトライに譲渡し、トライの商号を株式会社ハブ・ア・グッド（以下「HAG」といい、従来の HAG は「旧 HAG」という。）に変更し、旧 HAG の商号を株式会社エイチエージャーに変更後、平成 22 年 3 月 31 日付で同社を清算した。

また、当社は、平成 25 年 4 月 1 日に、当社を存続会社、HAG を消滅会社とする吸収合併を行った。

(ウ) HAG における CDV-J 及び日本レコード協会への買掛金の過大計上が生じた経緯

HAG では、輸入盤以外の CD については、仕入れ時に、販売管理システムにおいて、仕入れた CD の使用料をそれぞれの CD の著作権者が加盟する日本レコード協会又は CDV-J に対する買掛金として計上していた。これに対し、平成 22 年 10 月から卸販売を開始した輸入盤の CD については、輸入盤以外の CD とは異なり、輸入盤の販売数に基づいて算定した使用料の金額を日本レコード協会に報告し、当該報告に基づいて会計システムに日本レコード協会に対する買掛金を計上し、支払いを行っていた。そのため、HAG では、輸入盤についてのみ、販売管理システムとは別に輸入盤に特化した「輸入盤システム」を導入していた。

HAG の販売管理システムでは、仕入先コードの設定により、その仕入先からの使用料が日本レコード協会または CDV-J に集計され、それぞれの売上原価及び買掛金として計上される仕組みとなっていた。一方、輸入盤については、輸入盤システムにより、輸入盤のレンタル用シールの使用料が日本レコード協会に対する買掛金として計上されていた。

しかし、販売管理システムのマスタ登録において、輸入盤として別途買掛金計上されているために、本来、日本レコード協会及び CDV-J のいずれにも集計されるべきではない X 社の仕入先コードが CDV-J に集計されるように設定されていた。その結果、輸入盤の使用料

が二重に買掛金として計上されることとなった。こうした二重計上は、平成 25 年 11 月まで継続した（なお、平成 25 年 12 月からは、輸入盤の卸販売業務を当社の販売管理システムに乗せ換えたことから、HAG において買掛金の二重計上が解消した。）。

以上の経緯により、HAG において、平成 23 年 3 月期から当社との合併にともない会計システムを統合する平成 26 年 3 月期までの期間中の各事業年度に発生した使用料の買掛金の過大計上分は以下のとおりであり、累計で 53,045 千円となった。なお、当社が HAG から承継した買掛金の過大計上分には、当該 53,045 千円のほかに、3,034 千円の過大計上分が存在し、使用料の買掛金の過大計上分は 56,079 千円となる。

第 29 期（平成 23 年 3 月期）（千円）

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
期首	—	93	352	2,380	2,606	4,045
計上	93	258	2,027	226	1,439	294
期末	93	352	2,380	2,606	4,045	4,340

第 30 期（平成 24 年 3 月期）（千円）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
期首	4,340	5,001	5,321	5,565	6,751	16,394	17,441	21,451	23,459	24,382	24,382	26,135
計上	660	319	244	1,186	9,642	1,046	4,010	2,007	923	—	1,753	170
期末	5,001	5,321	5,565	6,751	16,394	17,441	21,451	23,459	24,382	24,382	26,135	26,306

第 31 期（平成 25 年 3 月期）（千円）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
期首	26,306	26,771	28,991	30,607	32,518	34,073	35,256	36,170	38,279	39,571	40,850	40,938
計上	464	2,220	1,616	1,910	1,555	1,182	914	2,109	1,292	1,279	87	795
期末	26,771	28,991	30,607	32,518	34,073	35,256	36,170	38,279	39,571	40,850	40,938	41,733

第 32 期（平成 26 年 3 月期）（千円）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
期首	41,733	43,460	44,246	45,301	46,751	48,605	49,787	50,938
計上	1,726	786	1,055	1,449	1,854	1,181	1,150	2,106
期末	43,460	44,246	45,301	46,751	48,605	49,787	50,938	53,045

また、HAG では、平成 22 年 10 月以前から日本レコード協会に対して使用料を支払い、買掛金を計上していたところ、HAG で計上していた買掛金の額と日本レコード協会からの

請求額に差異があることが常態化しており、当社との合併後の平成 25 年 12 月に 31,332 千円の差異が認識されていたが、HAG 社内において原因は把握されていなかった。

以上の結果、HAG において、各事業年度に発生した使用料の買掛金の過大計上分の累積額は当社との合併にともない会計システムを統合する平成 25 年 12 月で 87,411 千円に上った。

(2) HAG との合併による買掛金の過大計上分の承継

当社は HAG を平成 25 年 4 月 1 日に吸収合併したものの、両社の販売管理システムは平成 26 年 3 月 31 日までは平行稼働させていたため、会計上の買掛金についても、当社分と HAG 分とで区分して計上していた。そのため、上記 87,411 千円の違算については、買掛金の HAG 分として計上されていた。

当社の I 氏は、HAG と当社の吸収合併が行われた際に、承継する資産・負債を確定する作業の過程で、上述の HAG における買掛金の過大計上があることを把握した。その時点で、買掛金の過大計上の原因の 1 つが輸入盤の使用料の計上方法にあることについて、漠然とは認識していた。

I 氏は、遅くとも平成 26 年 2 月には、HAG に買掛金の過大計上が存在する可能性について、H 氏に報告した。また、当時、当社の社長室で毎朝、G 氏を含む取締役ほぼ全員で懇談する機会があったところ、その場でも HAG の買掛金の過大計上について情報共有された。この時点においては、I 氏に対し、原因を早期に解明するよう指示がなされたものの、原因の特定には至らず、買掛金の過大計上について特段の会計処理はなされていないが、平成 25 年 12 月の決算仕訳において、HAG において発生した CDV-J 及び日本レコード協会に対する買掛金の違算 87,411 千円は当社の日本レコード協会に対する買掛金に振り替えられた。なお、当社は、従来の監査において監査法人から HAG の買掛金の過大計上について指摘を受けたことはなく、また、今後いずれにしても期末監査を受けることが予定されていたため、HAG に買掛金の過大計上が存在すること、買掛金の補助科目の振替処理について、三優監査法人への報告はなされなかった。

その後、当社は、平成 26 年 3 月、HAG の販売管理システムを当社のシステムに統合し、会計システムにおいても HAG 分としての残高は精算されている。

I 氏は、平成 26 年 6 月、大阪にある HAG の事務所に赴いて会計資料を確認した際に、買掛金の過大計上のうち、56,079 千円については CDV-J に対する輸入盤の使用料の買掛金が二重計上されていることに起因するものであることを確認したが、31,332 千円については日本レコード協会に対するものであることは特定したものの、その原因の解明には至らなかった。

上記のような経緯により、当社の日本レコード協会に対する買掛金の中には、HAG における違算 87,411 千円が引き継がれることとなった。

(3) HAG における買掛金の過大計上分の取崩し

当社では、平成 26 年 4 月以降、上述した HAG から引き継いだ違算 87,411 千円を一部取り崩す会計処理を行っている。当社は、HAG の買掛金の過大計上 87,411 千円について、I 氏を中心に原因を調査していたが、全ての原因究明には至らなかった。しかし、このままにしておくわけにはいかないとの問題意識の下、G 氏（当時代表取締役）、H 氏（当時専務取締役）、I 氏及び A 氏の合意により、この過大に計上された買掛金 87,411 千円については順次取り崩すことにより、解消していくことが決定された。具体的には、月次決算の確定後、CD 部門の想定される粗利額を上限とし、H 氏、I 氏、J 氏の相談により、取崩額が決定されていた。この結果、当社において、第 33 期（平成 27 年 3 月期）に使用料に係る買掛金の過大計上分は以下のとおり取り崩された。

第 33 期（平成 27 年 3 月期）取崩額 （千円）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年間
残高	87,411	86,620	86,620	86,620	84,365	83,825	80,693	78,533	74,753	71,729	68,921	68,921	87,411
取崩	791	—	—	2,254	540	3,132	2,160	3,780	3,024	2,808	—	—	18,490
残高	86,620	86,620	86,620	84,365	83,825	80,693	78,533	74,753	71,729	68,921	68,921	68,921	68,921

当時、当社の取締役会で決算内容が報告される際に、買掛金の過大計上額の取崩しが行われたことについても併せて報告されていた。また、このような買掛金の過大計上額の取崩しについては、当社の会計監査人であった三優監査法人に事前に相談されることはなく、また、事後的にも報告されることはなかった。

なお、平成 27 年 2 月末に J 氏が退職して以降は、当該取崩しは行われていない。

(4) 当社における日本レコード協会に対する買掛金の過大計上

(ア) 日本レコード協会に対する当社東京営業所分の買掛金の計上漏れ

当社では、日本レコード協会に対する使用料を買掛金計上する際に、「経理メニュー」というシステムを使用している。経理メニューは、販売管理システムに記録されている各商品の使用料を集計し、当社の受ける手数料を控除し、日本レコード協会に支払うべき使用料金額を算定する仕組みである。第 33 期（平成 27 年 3 月期）まで、当社の物流拠点は本社と福岡営業所に限られていたところ、同年 4 月以降は、東京営業所にも物流拠点の機能を持たせることとなった。そのため、従来は、日本レコード協会に対する使用料の買掛金を算定する

際に、経理メニューが販売管理システムから抽出すべきデータの対象は、本社及び福岡営業所で足りたのに対し、同月以降は、東京営業所を抽出対象に含める設定に変更する必要があった。しかしながら、システム担当者の確認ミスにより、経理メニューについてこうした設定の変更がなされなかったことにより、データ抽出の対象から東京営業所のデータが抜け落ちていたため、当社において、第34期（平成28年3月期）第1四半期から第3四半期にかけて、日本レコード協会に対する使用料の買掛金が、東京営業所の使用料金額の累積60,113千円過小計上となった。

また、日本レコード協会に対する買掛金は、経理メニューからエクセルで出力される算定結果に基づき、会計システムに手入力されるが、経理担当者が経理メニューより出力されたエクセルから誤った数値を会計システムに計上したため、売上原価及び買掛金が222千円過大計上された。

上記より、当社における平成28年3月期第1四半期から第3四半期までの各四半期に発生した使用料の買掛金の過小計上は以下のとおりであり、累積59,891千円に上った。

平成28年3月期（単位：千円）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	累計
経理メニュー設定誤り	▲16,465	▲21,178	▲22,468	▲60,113
人的なミス	-	68	153	222
合計	▲16,465	▲21,110	▲22,314	▲59,891

（注：▲は、過小計上）

（イ）その他の当社における日本レコード協会に対する買掛金の過大計上

上記のHAGにおける過大計上、当社東京営業所分の過小計上を考慮した後の平成28年3月末の日本レコード協会に対する買掛金の帳簿残高と、日本レコード協会からの請求データから推定した実際有高との差額について調査を行った。その結果、使用料の性質として、CD本体などのように実物を伴わず数々のルールに基づき算定される数値であること、使用料の支払時期がCD本体代金と数か月異なる場合があること、CDが新譜か旧譜かCD発売日前か否かにもよって支払時期が異なること、使用料自体が洋盤か邦盤かによっても異なること、上記の取扱いがレコード会社ごとに異なることなど、極めて複雑であることに加え、当社は日本レコード協会に対する使用料の買掛金の明細を把握することができず、消し込みがされず滞留されている使用料について確認できる体制が整っていなかったことから、当社において計上していた買掛金の額と日本レコード協会からの請求額に差異があることが常

態化していたことが判明した。上記の経緯により当社において生じた買掛金の過大計上分は43,880千円に上る。

単位：千円

	第34期（平成28年3月末）	
帳簿残高	76,643	
第32期HAGにおける過大計上	▲87,411	
第33期HAGにおける過大計上の取崩し	18,490	
第34期東京営業所分の過小計上	60,113	
第34期会計システム計上時の人的ミス	▲222	
上記修正後帳簿残高	67,613	
実際有高	23,733	
差額	43,880	
(差額の内訳)		
会計システム計上時の人的ミス	100	①
経理メニューの設定誤りによる過小計上	▲25,084	②
洋盤レンタル使用料清算書の過小計上	▲17,832	③
日本レコード協会請求データとの差	86,697	④

① 会計システム計上時の人的ミス

第28期（平成22年3月期）から第33期（平成27年3月期）の会計システムと経理メニューのデータを比較した結果、経理担当者が経理メニューより出力されたエクセルから誤った数値を会計システムに計上したため、会計システムにおいて買掛金が100千円過大に計上されていることが判明した。

② 経理メニューの設定誤りによる過小計上

第28期（平成22年3月期）から第33期（平成27年3月期）の経理メニューのデータと販売管理システムのデータを比較した結果、経理メニューで算定された日本レコード協会に対する使用料が25,084千円過小であることが判明した。過小となった要因は、本来使用料の算定上集計対象とされるべきレコード会社が経理メニューに集計されずに漏れていたこと、及び、札幌営業所が物流拠点として追加された際に経理メニューにおいて集計対象となる拠点から札幌営業所のデータが漏れたことが原因である。

③ 洋盤レンタル使用料清算書の過小計上

輸入盤に関する日本レコード協会に対する使用料については、日本レコード協会から請求書が発行されず、当社が作成する洋盤レンタル使用料清算書に基づき当社の販売数量及び使用料の額を日本レコード協会に報告した上で使用料を支払う運用となっている。第28期（平成22年3月期）から第33期（平成27年3月期）の洋盤レンタル使用料清算書と会計帳簿を比較した結果、洋盤レンタル使用料清算書に基づき毎月計上する

輸入盤の日本レコード協会に対する買掛金が 17,832 千円過小であることが判明した。毎月、経理担当者が、国内盤の使用料については経理メニューの算定結果に基づき、輸入盤の使用料については洋盤レンタル使用料清算書に基づき、それぞれ会計システムに買掛金を計上していたが、第 28 期（平成 22 年 3 月期）から第 33 期（平成 27 年 3 月期）の一定期間において経理担当者が輸入盤の使用料に関する買掛金の計上を失念したことにより、過小計上となった。

④ 日本レコード協会請求データとの差

第 28 期（平成 22 年 3 月期）1 月から第 34 期（平成 28 年 3 月期）末までの販売管理システムデータと日本レコード協会請求データを比較した結果、販売管理システムのデータが 2,640 千円過大であることが判明した。当該過大計上が生じた主な要因としては、CD が洋盤か邦盤かによる使用料の取扱いがレコード会社ごとに異なり複雑であることもあって、当社において洋盤か邦盤かの区分を誤り、使用料の単価を過大に計上していたことに起因する。

なお、第 28 期（平成 22 年 3 月期）12 月以前について日本レコード協会請求データが入手できなかったことから販売管理システムデータと比較を実施できなかったものの、上記①～③をも考慮した後の平成 28 年 3 月末の日本レコード協会に対する買掛金の帳簿残高と、日本レコード協会からの請求データから推定した実際有高との比較結果より、第 28 期（平成 22 年 3 月期）12 月以前の過大計上分は 84,056 千円に上ると推測される。

2. Bellrock 株式の投資有価証券評価損の計上漏れ

Bellrock は、平成 17 年 1 月に、Y 社と Z 社グループとの戦略会社として米国に設立された会社であり、当社は、平成 17 年 5 月、当社と取引関係があった Z 社からの要請を受けて、Bellrock 株式に出資することを決定した。

Bellrock は、平成 17 年 12 月期にシリーズ A の種類株式を 132,950 株発行（平成 23 年 12 月期に 60,000 株に減少）し、その後、平成 19 年 12 月期にシリーズ B の種類株式を 80,857 株（平成 20 年 12 月期に 102,357 株に増加、平成 23 年 12 月期に 55,023 株に減少）、平成 23 年 12 月にシリーズ C の種類株式を 63,834 株発行している。

当社は、平成 17 年 5 月にシリーズ A の種類株式を 1 株 100 米国ドルで 10,000 株取得した。当社は当該株式の時価を把握することが極めて困難と認められる株式として判断し、1 株当たり純資産額が当該株式の取得価額である 1 株 100 米国ドルと比較して 50% 超下回っているか否かを決算時に確認し投資の評価を行っていた。

しかし、1 株当たり純資産額を算定するに当たり、当社が保有している Bellrock 株式の残余財産分配に関する優先権及びシリーズ B、シリーズ C の種類株式が発行されている点を考慮して算定すべきところ、Bellrock の決算書に記載されている純資産額をシリーズ A の発行済株式総数のみで除して 1 株当たり純資産額を算定していた。

また、本来であれば1株当たり純資産額を算定する際、入手し得る直近の決算書を利用すべきであるが、第28期（平成22年3月期）から第32期（平成26年3月期）は入手し得る直近の決算書を利用しておらず、第29期（平成23年3月期）と第30期（平成24年3月期）は連結の決算書ではなく単体の決算書を利用しており、第26期（平成20年3月期）から第30期（平成24年3月期）までは監査済み数値ではなく監査未了の数値を利用していた。なお、第33期（平成27年3月期）における純資産額は、Bellrockから提出された他の資料と対照しても、この純資産額の算定根拠となったものは見当たらないことから、何を根拠とした数値であるのか不明である。

さらに、発行済株式総数についても、第26期（平成20年3月期）は全ての種類株式の発行済株式総数を考慮していたが、第27期（平成21年3月期）以降は当初のシリーズAの発行済株式総数を利用している。

上記の状況をまとめると以下のとおりとなる。

	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
1株あたり純資産額（米国ドル）	116	117	117	193	193	99	70	57
下落率（%）	-	-	-	-	-	1.4	30.3	43.3
純資産（千米国ドル）	27,447	15,608	15,608	25,612	25,696	13,150	9,267	7,535
利用決算書								
年度	2007/12	2008/12	2008/12	2009/12	2010/12	2011/12	2012/12	不明
監査	-	-	-	-	-	済み	済み	不明
連結/単体	連結	連結	連結	単体	単体	連結	連結	不明
発行済み株式総数	236,190	132,950	132,950	132,950	132,950	132,950	132,950	132,950

当社は、Bellrock株式の取得後、A氏（当時、当社社長室長）を当社の窓口として、平成17年3月31日に設立されたBellrockの100%子会社で日本法人の株式会社ベルロックメディア（以下「ベルロックメディア」という。）を通じてBellrockの決算書等の資料の取得に取り組んでいたが、同社の決算資料等を実際に取得できたのは決算後約1年を経過した時点であったなど、資料を適時に取得することはできなかった。

当社では、J氏が、決算の都度、A氏からBellrockの決算書を入手し、Bellrock株式の評価減の検討資料を作成し、I氏の承認を得た上で、三優監査法人に提出していた。しかし、J氏、I氏のいずれも、Bellrockが種類株式を発行していること、発行済株式総数が増加していることを認識していなかった。なお、第29期、第30期においてのみ単体の決算書が用いられた経緯については、当該事業年度において当社が入手できた決算書は単体ベースのものだけであったためである。

当社は、当時、投資有価証券の評価については、実質価額が 30%超下落した場合は注意深く観察し、50%超下落した場合は減損処理を行うという会計上のルールを設定していたが、Bellrock 株式会社については、上述のとおり、実質価額が適切に算定されていなかったことから、減損の可否を検討する段階に至らなかった。

Bellrock 株式会社について、当社が保有している Bellrock 株式の残余財産分配に関する優先権及びシリーズ B、シリーズ C の種類株式が発行されている点を考慮し、入手し得る直近の監査済み連結決算書を利用した場合の 1 株当たり純資産額は以下のとおりとなる。

	第 26 期	第 27 期	第 28 期	第 29 期	第 30 期	第 31 期	第 32 期	第 33 期
1 株あたり簿価 (米国ドル)	100	100	43	21	9	9	9	9
1 株あたり純資産 額 (米国ドル)	61	43	21	9	44	31	27	24
下落率 (%)	38.1	56.7	51.0	57.7	-	-	-	-
純資産 (千米国ドル)	8,231	13,114	7,382	3,120	13,105	9,267	7,956	7,279
利用決算書	2006/12	2007/12	2009/12	2010/12	2011/12	2012/12	2013/12	2014/12
評価損 (千円)	-	68,509	19,688	12,284	-	-	-	-

以上の結果、当社は、遅くとも第 29 期 (平成 23 年 3 月期) までに Bellrock 株式の投資有価証券評価損として累計で 100,483 千円を計上する必要があったものの、現在まで計上されなかった。

第3 本件不適切な会計処理が行われた原因及び背景

1. HAGにおける使用料の買掛金の過大計上の原因・背景

まず、使用料の性質として、CD 本体などのように実物を伴わず数々のルールに基づき算定される数値であること、使用料の支払時期が CD 本体代金と数か月異なる場合があること、CD が新譜か旧譜か CD 発売日前か否かにもよって支払時期が異なること、使用料自体が洋盤か邦盤かによっても異なること、上記の取扱いがレコード会社ごとに異なることなど、極めて複雑であることが挙げられる。このような複雑性が買掛金の過大計上の一因になったと推察されるが、当該複雑性に対し、適切な内部統制を構築すべきところ、十分な内部統制を構築できていなかったことは否定できない。

システムの観点からは、HAG の販売管理システムにおいては、本来、輸入盤の仕入先である X 社から仕入れた輸入盤に係る使用料は買掛金として計上されず、輸入盤システムという別のシステムにおいて売上数に応じて買掛金として計上されることが想定されていた。しかしながら、販売管理システムにおいて、X 社の仕入先コードが、CDV-J に使用料を集計するように誤って設定されていたため、X 社から仕入れた輸入盤の使用料が、輸入盤システムにおいて買掛金として計上されるとともに、販売管理システムにおいても CDV-J に対する買掛金として二重に計上されていた。販売管理システムにおける仕入先コードの設定は、責任部署である HAG のシステム担当者及び経理担当者のいずれによっても見直されることがなく、また、HAG 社内においても仕入先コードの誤りが問題として認識されなかったことから、二重計上が平成 25 年 11 月まで続いた。

これは、複雑な使用料の理解に加え、使用料の会計処理が何に基づき、どのようになされているかを総合的に理解できている者が存在していなかったためと考えられる。

また、当社は上述した使用料の複雑な性質、使用料データの膨大さ及び経理の人員不足により、日本レコード協会及び CDV-J から請求される使用料と当社が把握している使用料との消し込みを行っておらず、毎月日本レコード協会及び CDV-J からの請求額をそのまま支払っていた。そのため、日本レコード協会及び CDV-J に対する買掛金の明細を把握しておらず、長期に滞留している使用料を確認する体制が整っていなかった。

さらに、毎年日本レコード協会及び CDV-J に対して残高確認を実施していたが、上述のとおり日本レコード協会及び CDV-J の買掛金の明細を把握していなかったため、当社照会額と先方回答額との間に確認差異が認識されていたものの、適切な差異調整を実施できる体制が整備されておらず、二重計上が平成 25 年 11 月まで継続することとなった。

しかし、HAG は赤字が継続しており、買掛金を過大計上することにより、利益を過小に計上する動機は考えにくく、また、会社資金の横領等の形跡は見当たらなかったことから、HAG における使用料に係る買掛金の過大計上に関し、HAG がそれを意図的に過大に計上した又は何らかの不正が行われたと判断できる根拠は確認されていない。

2. 当社における使用料の買掛金の過大・過小計上の原因・背景

まず、上述したとおり使用料に関する複雑性が買掛金の過大・過小計上につながったとともに、当該複雑性に対する内部統制が適切に構築できていなかったことが一因になったと推察される。

当社では、レコード会社からの請求と当社販売管理システムにおけるデータとの消し込みは行っており、以前は日本レコード協会からの請求についても当社販売管理システムにおけるデータを消し込む担当者がいたが、現在は経理の人員不足もあり実施していない。そのため、当社は日本レコード協会に対する使用料の買掛金の明細を把握することができず、消し込みがされず滞留している使用料について確認できる体制が整っていなかった。なお、第33期まではJ氏が、消し込みの代替的な対応として、レコード会社ごとに締日後の仕入高を販売管理システムから抽出し、日本レコード協会からの請求額に加算した上で当社の買掛金残高との整合を検証していたが、使用料に係る買掛金の過大計上は回避できなかった。

また、平成27年4月以降、経理メニューにおいて、東京営業所の使用料を販売管理システムから抽出漏れしていた原因としては、東京営業所に物流機能をもたせることの意味決定が同年2月であり、短い対応期間の中で、現業部門に関わる部分のシステム改修を優先させたことで、経理メニューの変更まで対応が及ばなかったことに加えて、平成27年4月は、経理部門の従業員が一挙に退職した直後であり、経理部門が深刻な人手不足に陥るとともに、東京営業所分の抽出漏れに気付くだけの知識と経験を有した経理部員が不在となっていたためと考えられる。

さらに、当該買掛金の過小計上により、CD部門における粗利率は、本来あるべき粗利率よりも高い数値となっていたものの、上記のとおり、第34期（平成28年3月期）は、経理部門の大量退職により、人員体制が脆弱であったため、月次決算の確定に時間を要し、2か月後の報告が常態化し、各商材別の粗利率の異常の有無を検証するには時機を逸していたことに加え、同期は、当社の相対的に粗利率の低い取引先との取引が停止となったことに伴い、粗利率が前期に比し高い数値となると認識されていたことから、東京営業所分の使用料に係る買掛金が計上されていなかったことについて、発見が遅れたものと考えられる。

また、日本レコード協会へは毎年残高確認を実施していたが、日本レコード協会の買掛金の明細を把握していないため、適切な差異調整を実施できる体制が整っていなかったとともに、差異調整の実施方法を適切にレビューする内部統制が有効に運用されていなかった。

なお、当社における使用料の買掛金の過大計上について、HAG同様、買掛金を過大計上することにより、利益を過小に計上する動機は考えにくく、また、会社資金の横領等の形跡は見当たらないことから、当社がそれを意図的に過大に計上した又は何らかの不正が行われたと判断できる根拠は確認されていない。また、第34期における買掛金の過小計上についても、結果として利益を過大に計上していたことになるが、上述のとおり、体制の不備が原

困であると考えられ、当社が意図的に過小に計上した又は何らかの不正が行われたと判断できる根拠は確認されていない。

3. 買掛金の過大計上分から取り崩す会計処理が行われた原因・背景

第33期（平成27年3月期）にHAGにおける買掛金の過大計上額が複数回にわたって取り崩された経緯は前述した通りであり、当時の当社の取締役が、買掛金の取崩しにより買掛金の過大計上を解消しようとしたものである。当該取崩しについては、通常行われる不正会計のように架空計上等を伴うものではなく、あくまで意図せず生じてしまった異常値を解消しようとしたものであり、積極的に不正と断定するような事実は認められない。しかし、買掛金の過大計上という問題が生じ発覚しているにも関わらず、その時点において原因の徹底的な解明を行うことなく問題を先送りし、利益計上となる買掛金の取崩しを利益調整に近い形で恣意的に行ったことは不適切な対応であったと言わざるを得ない。

4. Bellrock 株式の評価損の計上漏れの原因・背景

Bellrock 株式会社については、Bellrock が発行している種類株式を考慮して1株当たり純資産額を算定した場合、第27期（平成21年3月期）に68,509千円、第28期（平成22年3月期）に19,688千円、第29期（平成23年3月期）に12,284千円の投資有価証券評価損を計上することが適切であったと考えられる。

当該評価損の計上漏れが生じた原因としては、当社の株式取得後に発行されたシリーズB及びシリーズCの株式数の増加を発行済株式総数に反映していなかったこと、残余財産分配に関する優先権を考慮していなかったことが影響として大きく、また、連結決算上、最も純資産が下落した第29期（平成23年3月期）に、純資産の下落がそれほどでもない単体の決算書を利用していたことも評価損がなされなかった要因となっている。

この点、Bellrock については、定款、投資契約、決算書等が英語で記載されているとともに、米国での上場を目指すため投資契約が複雑であり、当社が保有するシリーズAの種類株式の内容を正しく把握することが困難な状況であるため、本来であれば、当該状況に対応するための体制を整えるべきであったところ、そのような内部統制が構築されなかった。そのため、担当者及び上席者において、種類株式が発行されている事実、その内容、発行済株式総数が増加している事実が認識されることがなかった。

加えて、当社は、Bellrock 株式の取得後、A氏を当社の窓口として、Bellrock の100%子会社で日本法人のベルロックメディアを通じて Bellrock の決算書等の資料を適時に取得することに取り組んでいたが、同社の決算資料等を実際に取得できたのは決算後約1年を経過した時点であったなど、資料を適時に取得することはできなかった。こうした Bellrock に係る資料が入手困難であったのは、専ら Bellrock やベルロックメディア側の対応に原因があり、

当社における体制や運用により改善を図ることには限界があった。

なお、Bellrock の決算書に添付されている監査報告書日付（第 9 期以降はレビュー報告書日付）によれば、Bellrock の決算書が作成された時期は、同社の第 4 期までは当社の年度末決算に間に合わない時期であったところ、第 5 期以降は Bellrock の決算書の作成時期が早まり、当社の年度末決算までに入手可能な状況となった。

	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期
Bellrock 期末日	2007 年 12 月	2008 年 12 月	2009 年 12 月	2010 年 12 月	2011 年 12 月	2012 年 12 月	2013 年 12 月	2014 年 12 月
Bellrock 監査報告書 日付（注）	2008 年 11 月 5 日	2009 年 6 月 11 日	2010 年 4 月 12 日	2011 年 4 月 14 日	2012 年 4 月 9 日	2013 年 5 月 24 日	2014 年 3 月 31 日	2015 年 3 月 20 日

（注）第 9 期以降は、レビュー報告書日付である。

また、上記のとおり、適時に適切な資料を入手するために一定の限界があったとしても、当社の年度末決算に間に合わない時期に Bellrock の監査済み決算書を入手し、その内容に基づいて Bellrock 株式の投資有価証券としての評価を実施していれば、1 年遅れではあるが当社の決算において評価損を計上することが可能であった。しかしながら、第 29 期（平成 23 年 3 月期）と第 30 期（平成 24 年 3 月期）は連結の決算書ではなく単体の決算書を利用していたこと、また、第 26 期（平成 20 年 3 月期）から第 30 期（平成 24 年 3 月期）までは監査未了の数値に基づいて評価を行ったことから、Bellrock 株式の評価損が計上されなかった。

当時の当社決算の観点からは、第 1 回目の投資有価証券評価損を計上すべきであった第 27 期（平成 21 年 3 月期）は連結で 100,477 千円、単体で 115,674 千円の税引前当期純損失あり、第 2 回目、第 3 回目の投資有価証券評価損を計上すべきであった第 28 期（平成 22 年 3 月期）は連結で 292,892 千円、単体で 262,526 千円、第 29 期（平成 23 年 3 月期）は連結で 227,661 千円、単体で 236,739 千円の税引前当期純利益を計上しており、決算状況と決算に与える影響を勘案すると、不正の動機と関連付けられる積極的な理由は感じられず、単体の決算書を用いたことについても、当該事業年度においては単体の決算書しか入手ができなかったとの事実を否定するような事象は確認されなかった。

上記の結果、担当者及び上席者における取引実態及び会計基準等に関する知識不足により、Bellrock 株式の投資評価、すなわち種類株式である点を考慮した 1 株当たり純資産額の算定方法、利用すべき決算書、利用すべき発行済株式総数について適切に把握し、レビューする内部統制が有効に運用されておらず、結果として Bellrock 株式について評価損を適時に計上することができなかったと考えられる。

第 4 過年度の決算数値の修正に関する提言

当委員会の本件調査の手続で把握した情報に基づき、下記の項目についての訂正が行われ

る必要があるものと判断している。

1. 日本レコード協会及び CDV-J に対する買掛金

(1) 第 34 期の経理メニューの設定誤り及び人的ミスに伴う買掛金及び売上原価の過小計上

第 34 期から日本レコード協会に対する使用料を算出する経理メニューの設定誤りにより東京営業所のデータが抜け落ちていたこと及び経理担当者が経理メニューより出力されたエクセルから誤った数値を会計システムに計上したことにより買掛金及び売上原価が 59,891 千円過小計上されていたため訂正を行う。

(2) 第 33 期（平成 27 年 3 月期）の一部取崩しに伴う買掛金及び売上原価の過小計上

平成 25 年 12 月に HAG より引き継いだ買掛金の違算 87,411 千円の一部を第 33 期に取り崩していることにより買掛金及び売上原価が 18,489 千円過小計上されていたため訂正を行う。

(3) 第 32 期（平成 26 年 3 月期）に HAG より引き継いだ買掛金の過大計上

平成 25 年 4 月に合併した HAG との会計システム統合に伴い平成 25 年 12 月に HAG にて計上されていた CDV-J に対する買掛金の 56,079 千円及び日本レコード協会に対する買掛金の違算 31,332 千円を引き継いだ。

① CDV-J に対する買掛金の過大計上

CDV-J に対する買掛金 56,079 千円過大計上のうち 53,045 千円は HAG の販売管理システムの設定誤りに伴い平成 22 年 10 月から平成 25 年 11 月まで X 社から仕入れていた輸入盤に関する使用料が二重計上されていたことにより買掛金及び売上原価が過大計上されていたため、二重計上の発生に応じて訂正を行う。残りの 3,034 千円の過大計上については第 32 期以前の帳簿残高を HAG の販売管理システムより X 社を除外したデータに基づき算定した CDV-J に対する買掛金のあるべき残高へ修正し訂正を行う。

② 日本レコード協会に対する買掛金の過大計上

日本レコード協会に対する買掛金 31,332 千円の過大計上については、平成 25 年 12 月以前の帳簿残高を平成 24 年 9 月末残高までは HAG に対する日本レコード協

会の請求データ、平成 24 年 9 月末より前で平成 22 年 3 月末残高までについては HAG の販売管理システムに基づき算定した日本レコード協会に対する買掛金のあるべき残高へと対象期間中の各四半期ごとに修正し訂正を行う。

(4) 上記の修正を反映した後の平成 28 年 3 月以前の帳簿残高とあるべき残高の差額

上記の修正を反映した後の平成 28 年 3 月以前の帳簿残高を当社に対する日本レコード協会の請求データに基づき算定した平成 22 年 3 月末までの日本レコード協会に対する買掛金のあるべき残高へ修正し訂正を行う。

2. Bellrock 株式の投資有価証券評価損の計上

BellRock 株式会社については、入手し得る直近の監査済み決算書の連結数値を利用し Bellrock が発行している種類株式を考慮して算定された 1 株当たり純資産額に基づき投資の評価を行うべきと考えられることから、第 27 期（平成 21 年 3 月期）に 68,509 千円、第 28 期（平成 22 年 3 月期）に 19,688 千円及び第 29 期（平成 23 年 3 月期）に 12,284 千円の投資有価証券評価損を計上する訂正を行う。この訂正により、当社の第 34 期（平成 28 年 3 月期）第 3 四半期の貸借対照表において、投資有価証券 109,793 千円、その他有価証券評価差額金 5,248 千円、繰延税金負債 4,062 千円及び利益剰余金 100,483 千円が減少する。

3. 関連する注記など開示項目の修正

上記に伴い、有価証券報告書等における開示内容の誤りが存在するため、訂正を行う。

4. 連結財務諸表の主要項目への影響額（単位：千円）

期	項目	修正前	修正後	影響額
第 30 期 平成 24 年 3 月期 通期	営業利益	182,898	260,451	77,553
	経常利益	250,323	327,907	77,553
	当期純利益	102,209	133,643	31,434
	総資産	8,605,235	8,521,824	△83,410
	純資産	3,822,073	3,834,990	12,916

期	項目	修正前	修正後	影響額
第 31 期	営業利益	△37,557	△63,712	△26,155

平成 25 年 3 月期 第 1 四半期	經常利益	△38,032	△64,187	△26,155
	四半期純利益	△41,113	△56,680	△15,567
	総資産	8,056,265	7,979,029	△77,235
	純資産	3,696,339	3,695,293	△1,046
第 31 期 平成 25 年 3 月期 第 2 四半期	営業利益	△61,165	△82,008	△20,843
	經常利益	△61,248	△82,091	△20,843
	四半期純利益	△70,853	△83,519	△12,666
	総資産	7,503,180	7,427,010	△76,169
	純資産	3,665,645	3,668,452	2,807
第 31 期 平成 25 年 3 月期 第 3 四半期	営業利益	△17,001	△26,664	△9,662
	經常利益	△2,729	△12,391	△9,662
	四半期純利益	△49,832	△56,111	△6,278
	総資産	7,925,443	7,843,531	△81,912
	純資産	3,711,873	3,716,066	4,192
第 31 期 平成 25 年 3 月期 通期	営業利益	△130,147	△140,601	△10,454
	經常利益	△50,802	△61,256	△10,454
	当期純利益	△75,670	△81,097	△5,426
	総資産	8,193,979	8,104,881	△89,097
	純資産	3,695,431	3,696,314	883

期	項目	修正前	修正後	影響額
第 32 期 平成 26 年 3 月期 第 1 四半期	営業利益	△75,202	△62,694	12,508
	經常利益	△51,508	△39,000	12,508
	四半期純利益	△42,050	△34,606	7,443
	総資産	7,562,352	7,469,747	△92,605
	純資産	3,645,241	3,651,040	5,799
第 32 期 平成 26 年 3 月期 第 2 四半期	営業利益	△48,879	△41,879	7,000
	經常利益	△19,587	△12,586	7,000
	四半期純利益	△30,678	△26,789	3,889
	総資産	7,265,754	7,174,595	△91,158
	純資産	3,670,050	3,672,762	2,712
第 32 期 平成 26 年 3 月期 第 3 四半期	営業利益	△44,976	△31,424	13,551
	經常利益	△5,091	8,460	13,551
	四半期純利益	△26,640	△19,203	7,437
	総資産	7,376,097	7,280,683	△95,414

	純資産	3,680,335	3,682,339	2,004
第32期 平成26年3月期 通期	営業利益	△53,218	△52,504	714
	経常利益	794	1,508	714
	当期純利益	△46,654	△46,449	204
	総資産	7,211,660	7,117,577	△94,082
	純資産	3,649,500	3,645,647	△3,852

期	項目	修正前	修正後	影響額
第33期 平成27年3月期 第1四半期	営業利益	△40,715	△30,186	10,528
	経常利益	△23,366	△12,838	10,528
	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	△8,800	△1,991	6,808
	総資産	6,877,289	6,780,355	△96,933
	純資産	3,633,846	3,637,671	3,825
第33期 平成27年3月期 第2四半期	営業利益	25,992	24,924	△690
	経常利益	59,147	58,080	△1,067
	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	28,427	27,737	△690
	総資産	6,336,676	6,239,333	△97,343
	純資産	3,675,415	3,667,235	△8,180
第33期 平成27年3月期 第3四半期	営業利益	134,067	127,735	△6,331
	経常利益	184,274	177,943	△6,331
	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	105,735	101,641	△4,094
	総資産	6,702,026	6,600,359	△101,666
	純資産	3,759,146	3,741,378	△17,767
第33期 平成27年3月期 通期	営業利益	148,757	127,170	△21,587
	経常利益	202,943	181,356	△21,587
	親会社株主に 帰属する 当期純利益	△315,094	△337,127	△22,033
	総資産	6,607,169	6,501,696	△105,472

	純資産	3,331,206	3,295,312	△35,893
--	-----	-----------	-----------	---------

期	項目	修正前	修正後	影響額
第34期 平成28年3月期 第1四半期	営業利益	△60,185	△76,013	△15,828
	経常利益	△56,398	△72,226	△15,828
	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	△52,504	△68,332	△15,828
	総資産	8,146,985	8,040,169	△106,816
	純資産	3,240,963	3,187,896	△53,066
第34期 平成28年3月期 第2四半期	営業利益	△52,127	△87,532	△35,404
	経常利益	△46,150	△81,554	△35,404
	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	△41,556	△76,960	△35,404
	総資産	7,384,163	7,278,815	△105,348
	純資産	3,243,098	3,171,923	△71,174
第34期 平成28年3月期 第3四半期	営業利益	66,182	8,498	△57,684
	経常利益	72,484	14,800	△57,684
	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	44,991	△12,692	△57,684
	総資産	7,975,422	7,869,690	△105,731
	純資産	3,342,756	3,248,919	△93,837

第5 本件不適切な会計処理を踏まえた再発防止策

1. 日本レコード協会に対する買掛金に関する再発防止策

上記の通り、本件不適切な会計処理の要因として、使用料に関する複雑性に対する内部統制が構築できておらず、また、日本レコード協会からの請求データと当社販売管理システムにおけるデータとの消し込みがされず、滞留している使用料について確認できる体制が整っていないという点があげられる。本件調査で実施したような日本レコード協会からの請求データと当社販売管理システムにおけるデータとの突合合わせを毎月行い、両者の差異の原因究明を適時に行うことで、日本レコード協会に対す

る使用料は正しく会計処理されることとなる。したがって、日本レコード協会からの請求データと当社販売管理システムにおけるデータとの消し込みを適時に実施できる体制の確立が必要になる。

2. 経理体制の補充

本件不適切な会計処理の要因として、複雑な使用料の理解に加え、使用料の会計処理が何に基づき、どのようになされているかを総合的に理解できている者が不在であること、また、経理体制の脆弱性から月次決算に時間を要し、粗利率等の異常点の発見に必要な情報が適時に報告されていないことがあげられる。

当社の代表取締役によれば、本報告書作成日時点までに、正常な経理体制を運用するために必要な正社員、派遣社員を採用したほか、経理業務改善支援や管理体制構築支援を行う外部専門家に経理業務の一部を委託することを通じて経理体制の拡充を行ったとのことである。今後は、新たな経理担当者が会計処理の前提となる当社の事業や商慣習等に対する理解を深めるべく明確な育成方針を策定することが必要である。

3. Bellrock 株式を含む投資有価証券の評価に関する問題

本件は、当社の担当者及び上席者が Bellrock のシリーズ A 種類株式の内容を適切に理解していなかったこと、適時に Bellrock 株式の評価に必要な資料を入手することができなかったこと、及び、種類株式の投資評価に関する会計基準に関する知識が不足していたことに起因している。そのため、今後は担当者及び上席者の投資及び財務会計に関する知識の底上げを目的とした明確な育成方針を策定し、自己啓発の奨励や計画的な外部研修の受講等を実施するほか、投資先企業から投資有価証券の評価に必要な資料を適時に入手できるよう事前に協議して資料の提供方法及びスケジュールについて明確に合意するとともに、担当者が実施した投資評価を適切にレビューする内部統制が有効に運用できるよう強化していく必要がある。

4. 会計監査人との連絡体制の整備

当社は、HAG における買掛金の過大計上が判明した後においても、会計監査人に対し当該事実を報告せず、結果的に不適切な会計処理の原因究明が遅れることとなった。今後は、当社が適切な会計判断を行うための体制を整えるとともに、会計監査人とより密なコミュニケーションをとり、必要に応じて当社が適切な判断を行うための助言を受ける必要がある。

以上